

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下吉羽幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
五三九番一地先まで 六地先から同市大字下吉羽字坊合一 幸手市大字下吉羽字坊合一五三七番	幸手市大字下吉羽字坊合一五二三番 地先から同市大字下吉羽字坊合一五 一三番地先まで	区 間
二一・二五 三二・〇〇	三四・〇〇 三五・七五	敷地の幅員 (メートル)
三六・七五		延長 (メートル)
		備 考